

【 個人住民税について 】

いつもニュースレターをご覧いただき、誠にありがとうございます。
税務部の今井貴之です。そろそろ、皆様のお手元に、各地方自治体より、
個人住民税の納税通知書が、届く頃かと思えます。そこで、今回は、
「個人住民税」（以下「住民税」）について、平成 24 年度からの改正点を
含めて、お伝え致します。



Q1 住民税はどんな税金なの？

住民税は、毎年 1 月 1 日にお住まいになっている市区町村や都道府県に納めています。
前年の 1 月から 12 月までの 1 年間の所得をもとに、6 月から翌年の 5 月までの 1 年間の税額が決定されま
す。例えば、平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月までの税額は、平成 23 年 1 月から 12 月分の所得によって、
計算されます。

1 年間の住民税額は、各地方自治体で計算され、「納税通知書」が発行されます。
納税通知書は、住民税を、会社で納めている方は会社宛に、個人で納めている方は、個人宛に郵送されま
す。会社宛に届いたものは、複写式になっておりますので、1 枚は本人へお渡しください。

Q2 住民税が高くなった？

子ども手当創設や高等学校授業料の実質無償化に伴い、扶養控除額の廃止または減額が行われました。
所得税では、平成 23 年分から、すでに実施されています。0 歳から 18 歳までのお子様がいいらっしゃる方は、
平成 23 年分の所得税額が、平成 22 年分と比べて、増えているのではないかと思います。

住民税も、平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月分の計算期間から、この改正が適用されます。

具体的には、

0 歳から 15 歳の扶養控除額・・・改正前 330,000 円 ⇒ **改正後 廃止**
16 歳から 18 歳の扶養控除額・・・改正前 450,000 円 ⇒ **改正後 330,000 円**

扶養親族に該当するかどうかは、前年の 12 月 31 日の現況によって判定されます。

(平成 24 年 6 月からの計算期間の場合は、平成 23 年 12 月 31 日ということになります。)

例えば、平成 23 年 12 月 31 日時点で、0 歳から 15 歳のお子様が、1 人いらっしゃる方の場合、
住民税の算定方法は、大まかに言いますと、

$$\text{(所得金額－所得控除)} \times \text{税率 (10\%)} = \text{納税額}$$

になりますので、所得が一定額以下の方などを除き、多くの方が、330,000 円×住民税率 10%＝33,000 円、
つまり、**年間の住民税額が、「33,000 円」増えること**になります。0 歳から 15 歳までのお子様が、2 人、
3 人・・・といいらっしゃる方は、66,000 円、99,000 円・・・と増えていきます。

0 歳から 18 歳までのお子様がいいらっしゃる給与所得者の方で、会社で住民税を徴収されている場合は、
1 年間 (12 回) に分けて徴収されますので、1 ヶ月当たりになりますと、思ったほど多くないように感じられ
るかもしれませんが、**6 月からは、住民税が増え、給与手取り額が減る可能性があります**ので、ご注意く
ださい。また、上記、住民税の算定方法は、かんたんにお伝えすべく、細かい点につきましては、省略し
ておりますので、詳しくは、弊社担当者までお問い合わせください。

(税務部／今井 貴之)